

新潟市水道局一者随意契約審査委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 新潟市水道局が契約する物品の購入、業務委託及び賃貸借の一者随意契約の適正な運用を確保するため、新潟市水道局一者随意契約審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、該当案件を所管する部ごとに設置する。

(職務)

- 第2条 委員会は、予定価格1件500万円以上の物品の購入、業務委託及び賃貸借の契約を一者随意契約に付するときの契約が適正であるかを審査し、その結果を総務部長に報告する。

(審査対象外)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する案件にあつては、審査の対象としないものとする。
- (1) コンペ方式及びプロポーザル方式により随意契約をするとき。
 - (2) 競争入札に付したが入札者がいないとき、又は再度入札を行っても落札者がいないとき。
 - (3) 競争入札に付したが落札者が契約を締結しないとき。
 - (4) 土地・建物の借りに関する契約をするとき。
 - (5) 指定管理者制度に基づく施設の管理委託に関する契約をするとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の決定により特に審査を要しないと認めた契約をするとき。

(組織)

- 第4条 各部の委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下これらを「委員等」という。）で組織する。
- 2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長等)

- 第5条 委員長は、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員等の総数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開く時間のないときは、関係委員に回議して、これに代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 各部の委員会の庶務は、各部の副委員長が属する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、各部の委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

部	委員長	副委員長	委員
総務部	総務部長	総務課長	経営管理課長、経理課長、営業課長、技術管理室長、中央料金事務所長、秋葉料金事務所長
技術部	技術部長	管路第1課長	計画整備課長、管路第2課長、浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所課長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、西蒲工事事務所長